

令和2年度我が国の経済・社会的課題の解決に資する環境省のエネルギー対策特別会計予算のあり方検討委託業務に係る参加希望書類の募集要領

1 総則

令和2年度我が国の経済・社会的課題の解決に資する環境省のエネルギー対策特別会計予算のあり方検討委託業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和2年度我が国の経済・社会的課題の解決に資する環境省のエネルギー対策特別会計予算のあり方検討委託業務

(2) 業務内容等

別添仕様書（骨子）のとおり。

(3) 予算額

業務の予算総額は、17,000万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

(4) 履行期限

令和3年3月24日

3 応募要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

(1) 提出先

東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館3階）

環境省地球環境局総務課

TEL：03-3581-3351（内線7710） FAX：03-3504-1634

電子メール（chikyu-somu@env.go.jp）

(2) 提出方法

持参、FAX（A4、様式自由）又は電子メールによって提出すること。

(3) 提出期間

令和2年4月21日（水）までの10時～17時（持参の場合は、12時～13時を除く）

(4) 回答方法

令和2年4月22日（水）17時までに、電子メール又はFAXにより行う。

5 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

令和2年度我が国の経済・社会的課題の解決に資する環境省のエネルギー対策特別会計予算のあり方検討委託業務に係る参加希望書類（別添様式参照）

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和2年5月12日（火）17時

② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

4（1）に同じ。

③ 提出部数

1部

④ 提出方法

持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又は電子メールにより提出すること（提出期限必着）。

なお、郵送する場合は、封筒に「令和2年度我が国の経済・社会的課題の解決に資する環境省のエネルギー対策特別会計予算のあり方検討委託業務に係る参加希望書類在中」と朱書きすること。電子メールによる提出の場合は、電子ファイル（PDF形式）により、電子メール*1で送信、DVD-ROM等に保存して持参又は郵送*2により①の期限までに提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

*1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

*2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、平日の10時から17時まで（持参の場合は、12時～13時を除く）とする。

イ 提出期限までに提出場所に現に到達しなかった参加希望書類は、無効とする。

ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。

エ 提出された参加希望書類は、返却しない。

オ 提出された参加希望書類は、提出者に無断で、参加希望書類の審査以外の目的には使用しない。

カ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

キ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 参加希望書類の審査

(1) 環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して通知する。

(2) 審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、参加希望書類提出後、(1)の通知までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。

(3) 審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかいない場合にあっては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあっては、企画競争手続に移行する。

8 企画競争手続に移行した場合

(1) 企画競争手続に移行した場合にあっては、応募要件を満たす応募者に対して、企画競争説明書を交付し、企画書の提出を要請する。

(2) 企画書提出予定期限

令和2年5月19日（火）17時

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
4 (1) に同じ。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が3に定める応募要件を満たすと認められ、企画競争手続に移行した場合に企画書を提出するためには、企画書の提出時までには、当該資格の認定を受ける必要がある。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添様式)

令和 年 月 日

環境省地球環境局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

印

令和2年度我が国の経済・社会的課題の解決に資する環境省のエネルギー対策特別会計予算のあり方検討委託業務に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

(担当者) 所属部署： 氏名： TEL/FAX： E-mail：
--

令和2年度我が国の経済・社会的課題の解決に資する環境省のエネルギー対策特別会計予算のあり方検討委託業務 仕様書（案）

1. 業務の目的

環境省のエネルギー対策特別会計予算については、平成24年10月より地球温暖化対策のための税が導入され、毎年度、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定エネルギー需給構造高度化対策の中のエネルギー起源CO₂排出抑制対策としての支出が行われているところである。

本業務では、従前からのエネルギー起源CO₂排出抑制対策についての使途が効果的か、政府全体や地球温暖化対策全体から見て必要な分野に支出されているかを俯瞰して整理し、改善方策やあり方についての検討、今後のエネルギー起源CO₂排出抑制対策について、国内外の最新の状況・情報も踏まえ、どのような分野に支出していくのが中長期的に見て効果的となり得るかについての検討等を行い、その結果を国民各界各層に分かりやすい形で取りまとめるとともに、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックやEBPM実践ガイドライン（仮称）の作成・改良及び適用支援を始めとして、環境省のエネルギー対策特別会計予算について、既存の知見も活用し、どのようにPDCAを進めていくかについての具体的方策をとりまとめることを目的とする。

2. 業務の内容

環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、以下の業務内容を実施すること。なお、調査や分析の内容によっては、再委託又は他の事業者の協力を得て実施（いわゆる共同実施）しても差し支えない。また、文献調査等で不足が見込まれる部分については必要に応じて海外渡航調査を行うこと。

（1）海外における地球温暖化対策のための税等に関連する使途及びグローバル企業の投資・ニーズについての分析

欧州（EU及び域内主要国）、北米を中心に、各国の地球温暖化対策のための税等に関連する使途等（支出、減税のいずれも含む。以下、同じ。）についての把握・整理・分析を行うこと。国外の地球温暖化対策に資する技術開発・実証事業並びに導入補助事業等の採択状況について情報の収集・整理を実施するとともに、国外の地球温暖化対策事業における、技術分野や対象地域、採択事業者等の採択傾向やその経年変化等を分析し、現状で重点的な支出が行われている領域の特定を行い、国内との相違を明らかにすること。

また、地球温暖化対策のための税等が地球温暖化対策以外の使途に充てられている場合は、その内容についてもとりまとめを行うこと。

その際、気候変動対策によるトランジションのために国や地方公共団体全体又はセクター別に公正な移行に向けてトランジション計画を立案しているケースを出来る限り幅広く収集し、その税等に関連する使途等についての把握・整理・分析を行い、分かりやすくとりまとめを行うこと。

さらに、COP等の国際会議を中心にグローバル企業等を中心とした企業連合等が誓約している投資分野や実現目標を分析し、サプライチェーンやバリューチェーン、ESGやSDGs、脱炭素社会構築等の観点から民間の投資や需要が見込まれる分野を明らかにすること。

（2）国外における今後の地球温暖化対策及び地球温暖化対策以外の投資・成長分野の見通しについて

の分析

世界全体又は国外の地球温暖化対策において今後重点的な対策や投資が必要と考えられている領域の特定を行う。その際には、IPCC、IEA や IRENA 等の国際機関や各国政府、研究機関等の見通しやその根拠、特に、海外において地域ニーズ（気候変動により地域が直面するリスクやチャンス）や地域の特性に応じて、日本の地域循環共生圏構築又は SDGs 都市等に類似する環境・社会・経済の課題解決を目指した取組について、出来る限り分かり易くまとめること。

特に、IPCC については、2021 年、2022 年に第 6 次影響評価報告書（AR6）及びワーキンググループ報告書が公表されることを踏まえ、公開情報から、そのトレンド、キーコンセプト、対策や投資をどのように進めるべきと考えられているかについて、分かり易くその内容を取りまとめること。

また、世界全体又は国外において脱炭素の観点とは異なる観点から普及や投資・成長が見込まれる分野や領域の特定を行うとともに、当該分野や領域の脱炭素化を進めるための提言、見通し、研究等の既存の知見についての把握・整理・分析を行うこと。特に、海外において地域ニーズ（気候変動により地域が直面するリスクやチャンス）や地域の特性に応じて、Society5.0 等に類似する都市や地域の課題解決の取組を行っている事例について、出来る限り分かり易くまとめること。

なお、地球温暖化対策以外の投資・成長分野についてのとりまとめを行う際には、産業や社会の視点から、成長分野を特定し、その分野の CO2 排出量増減への寄与度・影響度を分析し、当該影響を回避・抑制する脱炭素化の取組としてどのようなものがあるかについても併せて整理すること。

（3）国内で直面する経済的・社会的変化等と脱炭素社会構築についての分析と国内における今後の地球温暖化対策及び地球温暖化対策以外の投資・成長分野の見通しについての分析

我が国が直面すると想定される経済的・社会的変化とそれにより生ずる課題や社会的ニーズと脱炭素社会構築との関係について、SDGs 17 の目標や 169 のターゲットと紐付けつつ、シナジー効果やトレードオフの関係などどのような関連が想定されるかを分析し、とりまとめを行うこと（特に Society5.0 と脱炭素社会構築の関係については重点的に分析、整理、とりまとめを行うこと）。

また、（2）のとりまとめ及び上述のとりまとめを踏まえ、国内の地球温暖化対策において今後重点的な対策や投資が必要と考えられている領域の特定や国内において脱炭素の観点とは異なる観点から普及や投資・成長が見込まれる分野や領域の特定を行うとともに、当該分野や領域の脱炭素化を進めるための提言、見通し、研究等の既存の知見についての把握・整理・分析を行うこと。

なお、地球温暖化対策以外の投資・成長分野についてのとりまとめを行う際には、産業や社会の視点から、成長分野を特定し、その分野の CO2 排出量増減への寄与度・影響度を分析し、当該影響を回避・抑制する脱炭素化の取組としてどのようなものがあるかについても併せて整理すること。

（4）令和 2 年度予算までのエネルギー特別会計の用途等の経年分析

平成 24 年 10 月からのエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定エネルギー需給構造高度化対策の中のエネルギー起源 CO2 排出抑制対策を中心としたエネルギー特別会計の用途等についての整理・分析を行うこと。

具体的には、過去の国内の地球温暖化対策に資する技術開発・実証事業並びに導入補助事業の採択状況について情報の収集・整理を実施するとともに、環境省事業を中心とする各種採択事業の CO2

削減効果等の実施効果について定量的な経年分析データとして把握・整理・とりまとめを行うこと。また、技術開発・実証事業並びに導入補助事業において、事業採択後に事業者から報告される CO2 排出量、CO2 排出削減量等の情報が迅速にデジタル情報として収集・集約・分析されるようにするための仕組みや工程などについて検討し、提案をとりまとめること。

(5) 各府省庁の地球温暖化対策関係予算の経年分析

環境省がとりまとめている「地球温暖化対策関係予算案」、「地球温暖化対策計画の進捗状況」等を踏まえ、政府全体の地球温暖化対策の使途等についての把握・整理・分析を行うこと。また、「2(4) 令和2年度予算までのエネルギー特別会計の使途等の経年分析」における調査内容を踏まえ、エネルギー起源 CO2 排出抑制対策が占める政府全体の温暖化対策予算の中での位置づけを定量的な経年分析データとして把握・整理・とりまとめを行うこと。

(6) 特別会計に関する法律等に基づく使途等についての分析

「特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)」におけるエネルギー対策特別会計と他の特別会計についての支出目的、使途、支出方法等の比較が可能となるよう我が国の特別会計及び一般会計であっても支出目的、使途等が特定されているものについての把握・整理・分析を行うこと。

(7) 我が国の経済的・社会的課題の解決と脱炭素社会構築に向けた方向性のとりまとめ

(1) から(6)までの分析を踏まえ、現行の「エネルギー起源 CO2 排出抑制対策」において今後重点的な投資が必要とされている領域を特定するとともに、環境省及び関連省庁、業界団体等が掲げる将来像・ビジョン等を踏まえて今後の脱炭素社会構築に向けて進むべき骨太な方向性についてのとりまとめを行うこと。なお、検討の際には、後述する有識者へのヒアリング事項や指摘事項を踏まえ、環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、検討・分析を実施すること。

以下の項目は、環境省として現時点で想定する内容である。

- ・地域資源活用型、都市と地方の共生など我が国の潤沢な再生可能エネルギー等を合意形成を図りながらいかに迅速に自律分散型エネルギーシステムとして活用していくか
- ・効用を低下させない需要の最適化、QOL やレジリエンス向上と脱炭素化(気候変動×防災等)を実現するハード及びソフトインフラの整備・構築、まちづくり、脱炭素住宅・建築物への円滑な移行
- ・社会システムのスマート化・最適化による人流、物流の交通需要最適化、脱炭素交通システムの整備・構築
- ・化石燃料由来の製品(化石燃料のエネルギー用途以外の利用)の利用の削減、最適化
- ・QOL 向上と地域課題解決、地域での脱炭素社会構築に資するコミュニティやビジネスの振興により、持続的に地域で資金が循環する仕組み
- ・IoT、AI、ビッグデータ、ブロックチェーン、ICT等の技術やデータサイエンス等を活用したセクターカップリングの推進による脱炭素社会への貢献

(8) エネルギー起源 CO2 排出抑制対策・施策についての詳細分析

(1) から (7) までの分析・とりまとめを踏まえ、環境省及び関連省庁、業界団体等が掲げる将来像・ビジョン等を踏まえつつ、エネルギー起源 CO2 排出抑制対策の改善方策やあり方、今後の脱炭素社会構築に向けて必要となる使途、対策・施策、スキームについての詳細な分析を実施すること。なお、検討の際には、後述する有識者へのヒアリング事項や指摘事項を踏まえ、環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、検討・分析・とりまとめを実施すること。また、実現に要する概算事業費についての試算を行いまとめること。

とりまとめの際には、環境省担当官と協議の上、整理フォーマットを決め、第5次環境基本計画に定める「地域循環共生圏の構築に貢献するか」、「SDGs のゴール達成に貢献するか」、「日本の国際競争力向上に貢献するか」、「日本の産業競争力の向上に貢献するか」といった評価軸を決めて評価・分析・とりまとめを行うこと。

(9) 直近3カ年程度で重点的に実施すべき施策

(8) でとりまとめたもののうち、2022年度から2024年度の3カ年程度を目途にエネルギー起源 CO2 排出抑制対策を講じていくべき重点戦略分野及び実施すべき施策等について、環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、より精緻かつ詳細な分析・とりまとめを行うこと。

(10) 上記の(1)から(9)を検討するにあたってのヒアリング等の実施

上記の(1)から(9)を検討するにあたっては、環境省担当官と相談の上で、有識者へのヒアリング等を行うとともに、個々の論点ごとに想定される議論や指摘に耐えうる水準に分析の精緻化を行うこと。ヒアリングについては、合計20名程度に、各人計3回(1回約2時間)程度を想定している。また、文献調査等の過程で必要に応じ、環境省担当官の指示に従い、海外文献の翻訳も行うこと(英語の文献だけでなく、必要に応じてその他の国・地域の言語の文献も含む)。なお、ヒアリングにおいて7,900円/時の謝金を支払うものとする。

(11) 現行の環境省のエネルギー特別会計予算のPDCA確立に向けた検討・とりまとめ

既存の「地球温暖化対策計画の進捗状況」等を活用しつつ、2021年度に継続予算として要求する予算についての共通評価手法を確立し、評価案の作成、環境省職員への作成支援を行うこと。

また、2021年度に新規・拡充要求を行う予算については政府全体で行われている証拠に基づく政策立案(EBPM)推進の取組の内容を踏まえ、共通の評価手法を確立し、分析案の作成、環境省職員への作成支援を行うこと。

さらに、(1)から(11)の上述部分までの検討を踏まえ、2022年度予算要求に向けて検証に基づく見直しや計画修正の体系化を図る方策について検討し、EBPM実践ガイドライン(仮称)について、令和元年度の既存調査によって得られた知見を活用するとともに、環境省のエネルギー対策特別会計事業の予算要求プロセスにおける適用支援並びにガイドラインの作成・改良等を実施すること。具体的には、以下の①から④に示す事項を行うこと。

なお、上記の検討の際には、環境省担当官と緊密に相談し、指示を仰ぎつつ、必要に応じて環境省内の関連する取組との連携を図った上で、検討・分析・とりまとめを実施すること。

① EBPM実践ガイドライン(仮称)の作成・改良

(1) から (11) の上述部分までの検討を踏まえ、2022 年度予算要求に向けて検証に基づく、見直しや計画修正の体系化を図る方策について検討し、EBPM 実践ガイドライン（仮称）の作成・改定を行うこと。

②EBPM 実践ガイドライン（仮称）の改良・改定等の改善方策や解決方策の提案

令和 2 年度に作成・改良を行った EBPM 実践ガイドライン（仮称）では対応しきれない内容がないか③の支援及び④の事務等も踏まえて確認を行い、課題や論点の整理を行った上で、令和 3 年度に実施すべき EBPM 実践ガイドライン（仮称）の改良・改定等の改善方策や課題の解決方策等についての提案を行うこと。

③EBPM 実践ガイドライン（仮称）の運用支援

EBPM 実践ガイドライン（仮称）について、運用時の支援を行うこと。

④EBPM 実践ガイドライン（仮称）に係る環境省職員への説明会の開催、作成支援

環境省のエネルギー対策特別会計事業の検討段階における EBPM 実践ガイドライン（仮称）の適切な活用に向けて、環境省担当官における EBPM 実践ガイドライン（仮称）活用に関する支援として 3 回程度説明会の開催（会場の手配を含む。霞ヶ関周辺、50 人規模を想定。）、説明資料の作成・印刷（A4 版 10 頁、50 部程度）、環境省担当官が作成する場合の作成支援等、その他必要な事務を行うこと。

(12) 地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックの改良・改定や改善方策や課題の検討・とりまとめ等

(11) での検討を踏まえ、平成 24 年度に策定された『地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>』及び、平成 28 年度に補助事業者用として作成・改訂された『地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業者申請用>（環境省地球環境局）』（以下「ガイドブック」という。）について、令和元年度の既存調査によって得られた知見を活用するとともに、環境省のエネルギー対策特別会計事業の予算要求プロセスにおける適用支援並びにガイドブックの改良を実施すること。具体的には、以下の①から④に示す事項を行うこと。

①地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックの改良・改定

「平成 31 年度エネルギー対策特別会計補助事業検証・評価委託業務」において調査が行われた全ての事業を対象に、同業務の報告書における CO2 削減効果の検証・評価プロセスを整理し、必要に応じて業務履行期限までにガイドブックの改良・改定を行うこと。

②ガイドブックの改良・改定等の改善方策や課題や解決方策の提案

現行又は令和 2 年度に改良・改定を行ったガイドブックでは対応しきれない内容がないか③の支援及び④の事務等も踏まえて確認を行い、課題や論点の整理を行った上で、令和 3 年度に実施すべきガイドブックの改良・改定等の改善方策や課題の解決方策等についての提案を行うこと。

③地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックの運用支援

「平成 31 年度エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業等調査委託業務」で作成した、ガイドブック及びそれに準拠した計算ファイルについて、運用時の支援を行うこと。

④地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックに係る環境省職員への説明会の開催

環境省のエネルギー対策特別会計事業の検討段階におけるガイドブックの適切な活用に向けて、環境省担当官における事業のエネルギー起源 CO2 削減効果算定に関する支援として 3 回程度説明会

の開催（会場の手配を含む。霞ヶ関周辺、50人規模を想定。）、説明資料の作成・印刷（A4版10頁、50部程度）等、その他必要な事務を行うこと。

3. 業務履行期限

令和3年3月24日まで

4. 成果物

紙媒体：報告書 10部（A4判 500頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R等 3式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出期限：令和3年3月24日（ただし、2月24日までに報告書の案を提出し、環境省担当官の確認を受け、修正等を反映したものを最終成果物とすること）

提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じ

て適切に取り扱うこと。

- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

契約締結時においての国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL : <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。

特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" ”」、「` ´」→「' 」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)

・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。